

海津市中小企業者等応援補助金 F A Q

質問1. 海津市中小企業者等応援補助金（以下「市補助金」といいます。）とはどのような制度ですか。

A コロナ禍により業績が悪化した市内事業所をもつ中小企業者（個人事業主を含む）に対して、今後の事業継続を支援するために補助金を支給する、市独自の制度です。

質問2. 市補助金が支払われるまでにどれくらいの日数がかかりますか。

A 海津市中小企業等応援補助金交付請求書（様式第5号）を受理してから支払いまでを1か月程度で行う予定です。交付決定後は速やかに上記請求書を商工観光課へご提出ください。

質問3. 申請受付期間はいつまでですか。

A 令和3年7月1日から令和4年2月28日までです。ただし、期限前であっても、予算に達し次第受付を終了します。

なお、提出書類が不足する場合は受付できませんのでご注意ください。

質問4. オンラインで申請できますか。

A オンラインによる申請には対応していません。申請書類は、商工観光課窓口までお持ちいただきご提出ください。

質問5. 事業者の規模（資本金の額や従業員の数）に関係なく補助対象となりますか。

A 中小企業基本法第2条に規定される中小企業者（個人事業者を含む）が対象となります。（下表参照）

業種	中小企業基本法による中小企業者の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下の会社	300人以下の会社及び個人
卸売業	1億円以下の会社	100人以下の会社及び個人
小売業	5千万円以下の会社	50人以下の会社及び個人
サービス業	5千万円以下の会社	100人以下の会社及び個人

質問6. 海津市内に支店がありますが、本店は市外の場合、対象になりますか。

A 本店所在地が市内、市外に関わらず、海津市内に事業所があれば対象になります。ただし、本店が市外にある場合は、市内にある支店（支店が複数ある場合はそのうちの1店のみ）の売上高等が、前年同月と比較して20%以上減少した場合に対象になります。

質問7. 海津市内に店舗をもつ個人事業主ですが、私は海津市外に住んでいます。

この場合、対象になりますか。

A 市外に在住の方でも、海津市内に事業所がある場合は対象になります。

質問8. 同一人物がそれぞれ代表を務める法人が海津市内に複数ある場合は、法人ごとに申請できますか。

A 法人ごとに申請が可能です。なお、個人事業主で同一人物が複数の店舗を営し

ている場合は、店舗ごとに申請できません。

質問9. 売上高等の減少はどのように判断するのですか。

A 令和2年1月から12月までの間で選択したひと月の売上高等と前年同月の売上高等を比較して判断します。前年同月と比べて20%以上売上高等が減少している場合に市補助金の交付対象になります。市内に複数の事業所がある場合は、条件を満たす事業所が1つでもあれば対象になります。

質問10. 国の持続化給付金を受給しましたが、市補助金の対象になりますか。

A 国の持続化給付金を受給していないことが条件となっていますので、交付対象になりません。

質問11. 市補助金の交付申請をした結果、不交付となりました。その後交付要件を満たすことができたのですが、再度申請することはできますか。

A 交付申請は1事業者1回限りとなっているため、再度申請はできません。

質問12. 誓約書は自作したものでいいですか。

A 必ず市が定める様式をご利用ください。様式は、市ホームページからダウンロードするか商工観光課窓口で配布しています。

質問13. 海津市中小企業等応援補助金交付請求書に記入する口座情報は、申請者名義以外のものでもいいですか。

A 必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該申請者本人名義の口座について記入してください。

質問14. 市補助金の請求の仕方を教えてください。

A 交付決定の通知があった後に、海津市中小企業等応援補助金交付請求書（様式第5号）を速やかにご提出ください。この請求がないと、市は支払い手続きができませんのでご注意ください。

なお、交付決定通知書を商工観光課窓口で受け取る方は、来庁される際に、海津市中小企業等応援補助金交付請求書（様式第5号）をお持ちください。

質問15. 交付（不交付）決定通知書は郵送してもらえますか。

A 郵送を希望する場合は、申請時に返信用封筒（要切手貼付）も提出してください。返信用封筒を用意されない場合は、商工観光課窓口での受け取りになります。

質問16. 市補助金は課税対象になりますか。

A 事業所得等に区分されるものですので、所得税等の課税対象になります。